

定款第29条の規定に基づき、代議員会議事規則を次のように定める。

目 次	
第1章	総則（第1条—第8条）
第2章	議事（第9条—第17条）
第3章	発言（第18条—第24条）
第4章	表決（第25条—第32条）
第5章	議題及び議案（第33条—第35条）
第6章	委員会（第36条—第50条）
第7章	規律（第51条—第52条）
第8章	議事録（第53条—第55条）
第9章	補則（第56条）
附 則	

代議員会議事規則

一般社団法人 平成 26. 4 改正
” 29. 3 改正

第1章 総 則

（開催日及び参集）

- 第1条** 定時代議員会は、6月の第2日曜日を開催予定日とする。会議時間は、午前10時開会とし、午後4時30分閉会を目処とする。
- 2 代議員は、招集日の開会時刻前に所定の議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。
- 3 議長への出席通告は、事務局による出席の受付をもって、代行することができる。

（欠席の届出）

- 第2条** 代議員は、事故のため出席できないときは、当日の開会時刻までに、議長に届け出るようにしなければならない。
- 2 代議員は、出席できないときは、当日の開会時刻までに、その職務を代理する予備代議員を議長に届け出なければならない。

（会議中の出席及び退席）

- 第3条** 代議員は、会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、又は退席しようとするときは議長の許可を得なければならない。

（議席の決定）

第4条 代議員の議席については、次に掲げる地区ごとに、議長が指定する。

- (1) 呉市・安芸地区
 - (2) 福山市・松永沼隈地区・深安地区・府中地区
 - (3) 尾道市・三原市・因島・世羅郡
 - (4) 大竹市・佐伯地区・三次地区・庄原市
 - (5) 安佐・安芸高田市・山県郡
 - (6) 賀茂東部・東広島地区・豊田郡・竹原地区
 - (7) 広島市
 - (8) 広島大学
- 2 議席には、番号札を設ける。

(代議員会の開閉)

第5条 代議員会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

- 2 代議員会の開会は、議長の指示による。

(会議の開閉)

第6条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 開議の時刻に至ったときは、議長は、会議を開くことを宣告する。
- 3 議長が、必要があると認めるとき、又は延会もしくは休憩の動議が可決されたときは、議長は延会又は休憩を宣告する。
- 4 議長が開議を宣告する前又は散会、延会もしくは休憩を宣告した後は、何びとも議事について発言することはできない。

(定足数の確認その他の措置)

第7条 議長は、開会の宣告をした後、出席代議員が定足数に達していることを確認したときは、開議を宣告し、出席代議員が定足数に達していないときは、休憩を宣告する。

- 2 前項により相当時間の休憩をしても、なお出席代議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。この場合、議長は、会長と協議の上、理事会に対し、あらためて代議員会の招集を求めることができる。

(会議中の定足数の欠如)

第8条 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、代議員の退席を制止し、又は議場外の代議員の出席を求めることができる。

- 2 議長は、会議中に定足数を欠くに至ったと認めるときは、休憩又は延会を宣告することができる。

第2章 議事

(議事運営委員会の設置)

第9条 会議の円滑な運営をはかるため、議事運営委員会を設ける。

2 議事運営委員会に関する規則は、別に定める。

(議題の宣告)

第10条 議長は、会議に付する案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 議長は、必要があると認めるときは、議題となった案件を職員をして朗読させる。

(一括議題)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。

ただし、出席代議員の2名以上から異議の申立があるときは、会議にはかって決める。

(案件の説明、質問及び委員会付託)

第12条 会議に付する案件は、会議において提出者の説明を聞き、質問があるときは質問を行わせ、質問が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

2 議長は、質問が終わった後、討論を省略し、会議にはかって委員会を設け、これに付託することができる。

(委員会付託案件の審査及び継続審査)

第13条 代議員会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した案件の審査について期限を付けることができる。

2 前項の期限内に審査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を代議員会に求めることができる。

3 前項の審査期限の延長が認められたときは、委員長は議長と協議の上、委員会を招集し、その継続審査をすることができる。

4 委員会が付託された案件の審査が終わったときは、委員長は、直ちに文書をもって、その経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。

(付託案件の報告)

第14条 議長は、委員会に付託した案件の審査が終わったときは、委員長にその経過及び結果の代議員会への報告を求める。

2 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(委員長報告に対する質問、討論及び採決)

第15条 代議員は、委員長報告に対し、委員長に質問することができる。

2 議長は、前項の質問が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。ただし、議長が討論の必要がないと認めるときは、会議にはかり、討論を経な

いで直ちに表決することができる。

(決議案件の条項、字句及び数字等の整理)

第16条 代議員会は、決議の結果生じた条項、字句、数字その他の整理については、議長に委任することができる。

(議事の公開)

第17条 代議員会の会議は、これを本会会員に公開する。

第3章 発言

(発言の許可等)

第18条 会議における発言は、自己の議席番号又は氏名を告げた上で、すべて議長の許可を得て行わなければならない。

2 発言の許可を得たときは、自席で発言するのを原則とするが、議長は、必要があると認めるときは、登壇させて発言させることができる。

(発言の要旨の提出等)

第19条 提出案件又は会務に関して質問又は討論をしようとする代議員は、あらかじめ、議長に発言の要旨を文書で提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、文書の提出によることなく、代議員に発言を認めることができる。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 発言の要旨を文書で提出した者が欠席したとき、又は議場にいないときは、第1項の文書はその効力を失う。

(議長の議席での発言及び討論)

第20条 議長が、代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席につかせ、議席において発言しなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。

(発言内容の制限)

第21条 発言はすべて簡明を旨とし、重複を避け、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、その発言が前項の規定に反すると認めるときは注意をし、なお従わないときは発言を禁止することができる。

3 代議員は、議題になっている案件に限り、質問をすることができる。

(発言回数制限)

第22条 質問は、同一代議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(発言時間の制限)

第23条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。

2 前項により発言時間の制限をした場合に、代議員の発言がその制限時間を超えたときは、議長は、注意を重ねた後、発言の中止を命ずることができる。

(質問又は討論の終結)

第24条 質問又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質問又は討論が続出して容易に終結できないときは、代議員は、質問又は討論終結の動議を提出することができる。

3 前項の動議が提出されたときは、議長は、会議にはかつてこれを決する。

第4章 表決

(表決問題の宣告)

第25条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する案件又は動議の内容を宣告しなければならない。

2 議長が表決を宣告した後は、何びとも議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りではない。

(不在代議員)

第26条 表決宣告の際、議場にいない代議員は、表決に加わることができない。

(起立、挙手又は投票による表決)

第27条 議長が表決をとろうとするときは、賛成する者に起立又は挙手をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席代議員の5分の1以上の者から異議の申立があつたときは、議長は、記名投票又は無記名投票で表決をとる。

(記名投票又は無記名投票による表決)

第28条 議長が、必要があると認めるとき、又は出席代議員の5分の1以上の者から要求があるときは、議長は、会議にはかつて、記名投票又は無記名投票で表決をとる。

(選挙規定の準用)

第29条 前2条の規定により記名投票又は無記名投票を行う場合には、定款施行細則第27条、第28条、第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、定款施行細則第27条及び第28条中「選挙管理委員会委員長」とあるのは「代議員会の議長」と、「選挙管理委員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

(表決訂正の禁止)

第30条 代議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(異議申立の場合の表決)

第31条 議長は、表決について異議の有無を会議にはかることができる。

- 2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席代議員の5分の1以上の者から異議の申立があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(修正案の採決の順序)

第32条 代議員の提出した修正案は、原案より先に採決しなければならない。

- 2 同一の議題について、代議員から数箇の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、議長が適切と認めるときは、原案から先に採決をすることができる。

第5章 議題及び議案

(議題の提出)

第33条 代議員は、理事に対し、一定の事項を代議員会の議題とすることを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、案を具え理由を付し、発議者を含めて代議員の30分の1以上の連署とともに、書面をもって代議員会開催の6週間前までに行わなければならない。

(議案の提出)

第34条 代議員は、代議員会の議題である事項について、代議員会に議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令もしくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき代議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、この限りではない。

- 2 前項の規定による議案の提出は、案を具え理由を付し、書面をもって、議長に提出しなければならない。

(案件の委員会付託)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、案件を委員会に付託することができる。

第6章 委員会

(代議員会設置の委員会)

第36条 定款第59条の規定に基づき設置される委員会に関しては、本章の定めるところによる。

(委員会の任務)

第37条 委員会は、代議員会の決議により付託された案件を審査する。

(委員の選出)

第38条 委員会の委員は、議長がこれを指名し、又は代議員会においてこれを選出することができる。

(委員長及び副委員長の選出)

第39条 委員会は、委員長1名、必要により副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。

(委員長の任務)

第40条 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、議事の経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

3 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の議事)

第41条 委員会は、委員半数以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

(会議中の委員会の開催禁止)

第42条 委員会は、代議員会の会議中は開くことができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(閉会中の継続審査)

第43条 委員会は、これに付託された案件については、代議員会の決議を得れば、

閉会中も、なお継続して審査することができる。その結果については、次期の代議員会に報告しなければならない。

(委員の発言)

第44条 委員は、議題について質問し、意見を述べるができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りではない。

(委員外代議員の出席発言)

第45条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、委員でない代議員の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(理事等の出席発言)

第46条 委員会は、審査の案件について必要があると認めるときは、理事等の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の修正案の提出)

第47条 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。

(案件の発議者の出席発言)

第48条 委員会に付託された案件の発議者は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、当該委員でない者は、その表決に加わることができない。

(委員会の秘密会)

第49条 委員会の会議は、出席委員の2分の1以上の多数の決議により秘密会とすることができる。

(議長及び副議長の出席発言)

第50条 議長及び副議長は、委員会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わることはできない。

第7章 規律

(品位の尊重及び規律の遵守)

第51条 代議員は、代議員会の品位を重んじ規律を守らなければならない。

(規律の制定)

第52条 規律に関する問題は、議長が別に定めることができる。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決めることができる。

第8章 議事録

(議事録の作成)

第53条 議長は、代議員会の会期ごとに、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(議事録の公表とその制限)

第54条 議事録の要旨は、これを公表する。

2 前項の議事録には、第21条第2項の規定による議長の禁止した発言にかかる事項については、掲載しない。

(議事録署名者)

第55条 議事録には、議長及び議長が指名した2名の代議員が連署しなければならない。

第9章 補則

(議事規則の改正)

第56条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この議事規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。